



Title	序 : 問題解決法の多元分散化とそれを制御するための正当性を求めて
Author(s)	稗貫, 俊文
Citation	新世代法政策学研究, 3, 83-84
Issue Date	2009-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43700
Type	other
File Information	3_83-84.pdf



序：問題解決法の多元分散化と それを制御するための正統性を求めて

競争法においては市場の競争機能を妨げる事業者の行為を効果的に規制するために、競争法の執行機関の組織、権限、手続を基点とした多元分散の問題処理法が展開している。執行機関と裁判所の役割分担、執行当局と違反事業者との問題解消のための協議（同意による措置）があり、競争法違反を理由とする私人の民事訴訟もその一翼を担うものである。最近、各国で導入されて成果を収めている刑事罰・課徴金、制裁金などの減免制度や、セツルメント制度も、多元分散の問題解決法を検討する素材になるであろう。

東アジアでは、競争法の運用は執行機関の積極性に依存するところが大きい。中国も、韓国も、台湾も、最低限必要とされる制度の整備に向けて努力が行われており、さらに、欧米の新しい制度の導入に積極的である。自国に独自の制度の開発にも熱心である。例えば、執行機関による問題解消措置は、強制措置に加えて、同意による措置の導入が行われている（中国）。違反行為の発見の端緒についても、違反行為者の申告に対する減免措置や、違反行為の通報者に対する報償措置が導入されている（韓国）。

本特集は、中国、台湾、韓国、日本の競争法の研究者に各地域における競争法の組織、権限、手続の多元分散性を示してもらい、多元分散化する解決法を制御する今後の議論の前提を整備するものである。

例えば、行政機関の権限の独立の必要性は東アジアの競争法の専門家の間では広く認識されている。しかし、性急に執行機関の独立性を要求することが政治的に賢明であるか議論のあるところである。独立性はそれによって守るべきもの（たとえば専門的知見と公正な判断能力を有する委員と職員の確保）がなければ意味がない。守るべきものを闘い取ることが先決問題であり、そのための努力が各国において求められるべきである。そし

て、専門性と公平性に支えられて得られる判断の独立性の確保とその司法審査の関係をどのように構築するのが手続上の問題として次に検討されなければならない。

多元分散型の制御の議論はこうしてはじめて俎上にのぼることになる。制御は効率性と結果の妥当性だけで是非を論じることはいできない。効率性と妥当性（正当性）を求めて正統性を失うことがあるからである。裁判所と公正取引委員会の役割分担の一翼をなす審判制度、すなわち「対審構造型の争訟的聴聞の手続」を通じて行われた違法性判断の正当性（違法性判断の妥当性）はそれと区別される正統性に支えられて初めて是認され、制御が可能となる。つまり「妥当性を支える正統性」、ときには「効率性を支える正統性」が必要となるのである。この点は、日本の公正取引委員会の審判手続の事後手続化に端を発した日本国内の議論が格好の材料を示しているように思われる。このような正統性の重要性が、各地域の東アジア競争法の執行にかかわる問題として共通に意識され共有されていけば、共同研究は実りのあるものとなろう。

なお、本特集の最後に、韓国の市場支配的事業者の支配的地位濫用事件のソウル高等法院判決と大法院判決を資料として掲載する。これは、問題解決の多元分散化の議論の素材を提供するものである。

（文責：稗貫俊文）